

神戸市立大原中学校 大原Smileサポーター 規約

第1章 名 称

- 第1条 この団体は「大原Smileサポーター」と称します。
第2条 この団体に同意された保護者を大原Smileサポーター会員（会員）と称します。

第2章 目 的

- 第3条 この団体は保護者が協力し、未来を担う生徒が健全な成長をはかるとともに心豊かな学校生活が送れることをサポートすることを目的とします。

第3章 方針と活動

- 第4条 この団体は教育を本旨とする自主独立の団体で、目的を達成するために他団体からの連携を進めますが、いかなる団体からの干渉も受けません。
第5条 目的を達成するために、次の活動を行います。
1. 生徒の教育環境に関すること。
2. 地域における社会環境に関すること。
3. 生徒のために会員相互の学習を進め、同時に親睦をはかること。
4. その他、目的達成に必要なこと。

第4章 会 員

- 第6条 この団体の会員は、年度ごとに同意された、本校に在籍する生徒の保護者とし、会員はすべて平等の権利と義務を持つものとします。

第5章 会 計

- 第7条 この団体の経費は、サポーター費によります。
第8条 この団体の会費は、1生徒につき年1,000円とします。
第9条 この団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わります。
第10条 この団体の収入・支出については、すべて会計監査を行い、その結果を書面にて報告します。
第11条 会員はいつでも会計帳簿類を見ることができます。
第12条 サポーター費は単年度決算とし、使用されなかったサポーター費は年度末精算後返金します。

第6章 大原Smileサポーター会員

- 第13条 任務はつぎのとおりとします。
1. 代 表 運営、とりまとめを担います。
2. グループリーダー 立ち上がった作業グループのリーダーを担います。
3. 書 記 必要に応じ、会の議事を記録し、その内容を会員に知らせます。
4. 会 計 会計事務を処理します。
5. 採決グループ 立ち上がった作業グループにて執行される予算の妥当性を採択します。

※必要に応じて、代表、グループリーダーは補佐役として、副代表、サブグループリーダーの任命を可能とします。

- 第14条 会員から任務の参加協力者を募集し、1年に限らず会員の間は継続できます。

第7章 会 議

- 第15条 この団体に次の諸会議を置きます。
全体会議・グループ会議
- 第16条 各会議の議決は、出席者の3分の2以上の同意を得て成立します。
- 第17条 全体会議
1. 全会員で構成し、必要に応じ会議を開催します。
 2. 会議は集合形式での開催も可能であるが、オンライン形式での開催も可能とします。
- 第18条 グループ会議
1. 各作業グループを支援する会員で構成し、必要に応じて会議を開催します。
 2. 会議は集合形式での開催も可能であるが、オンライン形式での開催も可能とします。
- 第19条 予算執行議決
1. 採決グループに属する会員及び学校長、生徒会担当教委をもって構成し、提案された事業に関する予算執行を審議決定します。
 2. 採決グループ委員は連絡された議決内容を個々に判断し、予算執行可否を判断する。

第8章 規約改正と細則について

- 第20条 この規約は、全体会議において出席者の3分の2以上の同意を得て改正することができます。

令和4年3月31日 新規作成